

## 第2回ワーカーズ全国交流集会 第2分散会

**福祉の公共性と市民の役割…公的介護保険への私たちの提言**

宗田 幸彦（神奈川県／労協センター事業団神奈川本部長）

「ワーカーズ」は、行政の施策を単に待つではなく、ささえを必要とする人々との関わりの中で、市民参加の地域福祉をつくりあげてきた。

さらに、「高齢者協同組合」、「コミュニティ協同組合」などで、高齢者や障害者自身が主人公になる、新しい協同の方向を模索している。

こうした中で、打ち出された「公的介護保険」に対して市民参加・協同の福祉が、自らの貴重な成果と可能性をどのように生かし、公共の福祉をどう高めるかという視点から提案を考える場にもしていきたいとして持たれた分散会でした。

最初に、公的介護保険についての学習を、白梅学園短期大学の真保雅子さんを講師に行った。

冒頭、公的介護保険について反対の立場であることを表明し、この構想が公的責任を後退させる国の動きのなかで出されているとして、要旨次のような内容の紹介に入った。

95年7月に出された「新たな高齢者介護システムの確立について」は、高齢者介護のめぐる問題として、①誰にでも起こり得る問題で家族の重い負担になっている、②介護サービスが立ち遅れている、③家族形態の変化や女性就労の増加により家族の介護力の低下を上げ、新たな高齢者介護システムの必要性を説き、社会連帯による介護費用の確保として、公的介護保険が出されてきた。

公的責任は、憲法25条にたって、措置制度によって公平に、一定の基準でサービス内容も保障されてきたが、公的介護保険は社会保険であり、国民健康保険で保険料が払えないために、30万人が保険証を取り上げられたように、保険料が払えない人は権利がないということになりかねず、公的責任の放棄につながる。

厚生省は、「ドイツの介護保険をまねた」と言っているが、日本の介護保険構想は、①「措置制度」は廃止、②保険には強制加入、高齢者自身も保険料を納める、③サービスには上限がある、④施

設管理費等も介護保険に含める等となっている。

また、現在の「措置制度」では、高まる介護ニーズに応えられず、財源の確保が困難というが、ダメだとあげている理由は、措置制度の改善すべき点の指摘であり、充実こそ必要。公的介護保障と公的介護保険はイコールではない。

最後にサービスの量・質を充実させるために、①国・自治体の財源確保、②施設基準・職員配置などのサービス内容を規定している法律等の改正、③介護職員の資格制度／身分保障／研修、④自治体の相談窓口の整備等を上げた。

報告は、高齢者の家事援助、高齢者の簡単な介護などを行っているワーカーズコープ・愛コープの稻葉尚子さんは、公的介護保険に賛成の立場から、①社会的入院をなくすこと、②一人暮らしや夫婦のみでも在宅の生活を可能にするものであること、③在宅介護のみならず、施設介護についても地域性を大切にすることを要望した。

町田で24時間ホームヘルプサービスの仕事をしている労協センター事業団けやきの新堀浜江さんは、家族の負担から、もっと公的ヘルパーが充実されるべきだと主張した。

ある例で、公的ヘルパーを利用していないのは、公的ヘルパーを頼むと、掃除も母親の寝ている部屋だけ、しかも家ののみといった狭い範囲にとどまることが理由として上げられ、もうひとつの例では、歩くのもやっとで嚥下障害もあるが寝たきりになるからと老人ホームへは入れず、私たちが週4回行っている。費用は全部自己負担となっている。というように、公的サービスの質と量の充実を優先し、そのうえで介護保険を考えなければいけないのではないかと報告した。

助言者の後房雄先生は、措置制度をどう評価するかという問題と、公的介護保険の最悪の場合と最善の場合を考えて評価していく必要があると。

今、措置制度をはずされたら困るというのは、

財政的な面からだと思う。しかし、それは措置制度擁護といわずに公的な財政責任を確保するという言い方をすべきではないか。

措置制度は、財政責任を堅持させる唯一の方法ではない。そして運営面でも永続していくには利用者の側からあまりにも措置制度への批判が噴出している。措置制度を無限定に使いすぎると、悪い面を措置制度擁護派が全部引き受けてしまう事になりかねない。公的責任は、財政責任と運営サービス供給の責任は明確にわけて論議しなければいけない。

お金は一方的に出させるにしても、実際それを供給するのは公務員でなければいけないのか。

この報告は、協同でサービス供給している例で、民間活力はシルバー産業だけではない。

ヘルパーが公務員として雇われ、一律の規則に従い膨大な官僚機構として動いていくことが、微妙な対人的なサービスとしてふさわしいのかどうか。供給面ではどういう形態がいいのかというの、財政責任とは別の問題として考えなければいけない。ここでは協同のセクターという考え方方が大きい意味を占めると思うと助言された。

会場からの発言で、「措置制度が廃止されるのを知らなくてショックでした。」

「一人暮らしやお年寄りの夫婦だけの家庭では、まず困ることは食事の支度や掃除洗濯。その段階で介護保険が使えるのか。」「その高齢者にどんなサービスが必要かを誰が決めるのか。」「単なる反対でなく自分自身の事とも引きつけて我々の理念を進めて行きたいとおもう。」

「高齢者は生活の主体として生きていきたいと思っている、そして現実には生活が変化していくって介護が必要になる局面がでてくるが、元気を生かしていくという積極的な立場に立ち、人間がいきいきと生きることが福祉の基本ではないか。労働の問題と福祉の問題は切り離す事ができない、高齢期になって能力にあった仕事と役割を新たに確立していくことや、高齢期にまた親密な人との関係をつくり出していくのを支えるのが福祉なのではないか。高齢者が元気をつくり出すことを支え

るようなワーカーズとして、生活全体を支えるコーディネイターとしてのヘルパーを生み出す、これが労働者協同組合の大切な仕事になってくるのではないか。」など活発な討論が行われた。

公的介護保険を考える時に、介護を受ける側の高齢者自身がどういう位置におかれているのか。一人の人間が最後まで人間らしく生きられる状況をどうするか。高齢者協同組合の構想が話されたが、元気なお年寄りに介護が必要な状況が生まれた時に、どの人にどのような介護が必要かということを、誰が決めて誰が担い手になるのか、財源はどうするのかが問題なのではないだろうか。

後先生のお話でも、財源の問題と運営の問題を分けて考えなければと言われたが、公的介護保険を考えるとき大事な視点だと思う。

福祉に関わる仕事は、ヘルパーひとつとっても非常に公共性の高い仕事でありながら、公共の仕事の働き手として正当に評価されているかというと、公務員として働いているヘルパーとワーカーズで働いているヘルパーでは、同じ仕事でも社会的評価は段違いの差がある。福祉の公共性を考える大事な視点ではないだろうか。

ワーカーズは、市民として福祉における今日的役割を果たそうと、自覚的に担い手となっている。

福祉の公共性に見合った形で、国や行政の責任が問われなければならないし、財政的な保障も要求していかなければならないと言うことは、今日の議論の中でも共通していたと思う。

介護の担い手の問題でも、施すという立場ではなく、介護を必要とする高齢者自身が、主人公として生涯を送れるような立場でかかわることができる質の高いヘルパーが求められている。

一人一人のヘルパーが雇う雇われる関係でなく主人公として働くことで、自分自身の成長と地域の人の成長を共に喜びあえる立場で働くことができるワーカーズに求められている部分は大きい。

公的介護保険については、どんどん意見をいうべきだし、私たち自身も力をつけて担い手を増やしながら、実践者の立場からも福祉のあるべき姿を求めていくことが大切なのではないかと思う。